



11月9日～11月15日は 秋季全国火災予防週間

問合せ先／駿東伊豆消防本部第二方面本部 (0558-76-2280)

火災の発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防を呼びかけることで火災の発生を防止し、火災による被害を防ぐことを目的として毎年全国一斉に実施されています。

今年の統一防火標語は、

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」です。

日頃から「火の用心」に心がけ、火災のない、安全で、安心できる町づくりを目指しましょう。

○住宅防火いのちを守る7つのポイント

「3つの習慣・4つの対策」

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

○住宅用火災警報器について

電池内蔵式の住宅用火災警報器は、電池の寿命は購入から約10年と言われています。電池の寿命が近づくと、正常に作動しない可能性がありますので、早めに新しい住宅用火災警報器に交換をお願いします。



税金は納期限までに 納めましょう

問合せ先／税務課 (979-8107)

税金は、教育・福祉などのサービス、道路整備や公共施設の維持管理など、よりよいまちづくりのために活用されています。しかし、税金の納付が滞ってしまうと公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。そのため、税金は定められた納期限までに納付をお願いします。

納期限内に納付した人との公平性を保ち、町税の収収を適正に確保するためにも、町では税法に従い、厳格な滞納整理を行っています。

○納付が遅れると・・・

延滞金の加算

納期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して延滞金が加算されます。令和2年の延滞金の利率は8.9%（※納期限後1か月は2.6%）です。

差し押さえなどの強制処分

督促状、催告書などで催告（納税のお願い）を行います。それでも納付いただけない場合は、不動産、動産（自動車、貴金属など）、債権（給与、預貯金など）を差し押さえます。差し押さえは法律に基づく自力執行権により裁判所を介さず町の判断で実施する強制処分です。

公売などの強制換価処分

公売などの強制換価処分は、大切な町税を確保するためにやむを得ず行う最終的な処分です。平成21年度よりインターネット公売を実施しており、現在も継続して行っています。

○納税相談

納期限内での納付が困難（失業、事業廃止など）な特別な事情がある場合は、そのまま放置せずに税務課へご相談ください。月曜日～金曜日は8時30分～17時15分、水曜日は事前にご連絡いただければ、19時まで相談を受けることができます。また、平日に納税相談が困難な人のために休日に納税相談会を実施します。

○休日納税相談会

日時／11月15日（日）、12月13日（日）

8時30分～12時30分

場所／函南町役場1階 税務課窓口



里親になりませんか ～10月は里親月間です～

問合せ先／下記の問合せ先でご確認ください

子どもたちは、温かい家庭生活を提供してくれる里親を求めています。

○里親とは

さまざまな事情により家庭で養育されることが難しい子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する人のことを「里親」と言います。

○里親になるには

- 子どもの養育について理解と熱意を持ち、豊かな愛情をもっていることが何よりも大切です。
- 県が実施する研修を修了すること、経済的に困窮していないこと、などの要件が必要です。

○里親の種類

里親には、委託期間や目的などにより4種類あります。

- 養育里親**…家庭に戻れるまで、または自立できるまで子どもを養育する里親
- 専門里親**…虐待を受けた子どもや障害のある子どもを、経験と専門知識を活かして養育する里親
- 親族里親**…子どもの扶養義務者で、親の死亡や行方不明などの事情により養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親
- 養子縁組里親**…養子縁組によって養親となることを希望する里親

○里親になったら

- 児童相談所が面会や交流を繰り返したうえで、養育をお願いする子どもを決定します。
- 子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が公費で支給されます。
- 子育ての悩みや不安には、児童相談所がご相談に応じます。

○申込み・問合せ

子育て支援課 (979-8133)
東部児童相談所 (920-2085)



10月18日は「統計の日」です

問合せ先／企画財政課 (979-8101)



統計の日は、統計の重要性に対する国民の関心と理解を深め、統計調査に対してより一層のご協力をいただくために昭和43年に設けられました。

調査結果は、私たちの暮らしをよりよくするため、行政施策などの重要な基礎資料として幅広く活用されています。調査の依頼がありましたら、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

○国勢調査へのご協力ありがとうございました

皆さまからの回答は総務省統計局により集計され、令和3年6月に人口と世帯の速報値が公表される予定です。

○今後予定されている統計調査

令和2年12月：労働力調査（塚本・上沢）
令和3年2月：労働力調査（間宮）
令和3年6月：経済センサス-活動調査

○登録統計調査員募集

国などが実施する各種統計調査に従事していただけの統計調査員を募集しています。応募方法、詳細はお問い合わせください。